

諮問但第5号

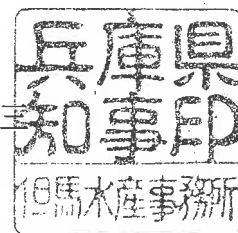
但馬海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、下記の知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する改正漁業法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和3年3月8日

兵庫県知事 井戸 敏



記

小型いか釣り漁業（県外船）

以上

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1 鳥取県 島根県 京都府 10トン未満船	小型いか釣り漁業	兵庫県日本海海面	5月1日から翌年4月30日まで	定めなし	5トン以上 10トン未満	3隻	別記のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月23日から令和3年4月12日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和4年4月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。

イ 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。

ウ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

別記 漁業を営む者の資格

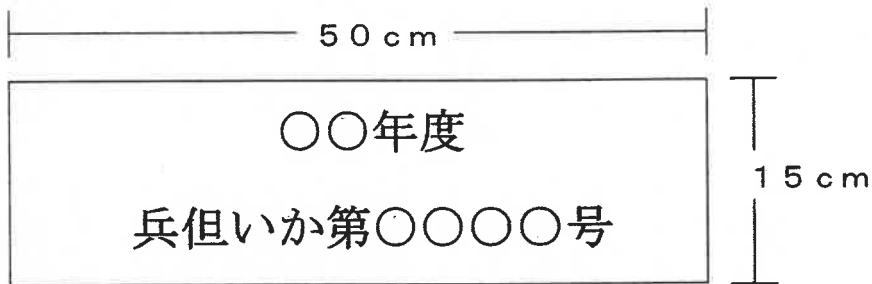
鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者。

別表 集魚に使用する光力の制限

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁	3キロワット以内の電球 18個

	業の操業が禁止されている海域まで	
鋸崎から真方位0度の線(東経134度31.04分の線) 以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号

